生活保護法指定医療機関・薬局のみなさまへ

生活保護受給者の服薬状況の確認をお願いします

令和8年4月から生活保護受給者は、原則受診時にお薬手帳を持参することになりました。

医療機関・薬局については、指定医療機関担当規程の改正により、生活保護受給者の受診時には、服薬状況・薬剤服用歴について、普段の問診に加え、以下のとおりご対応をお願いします。

お薬手帳・電子処方箋管理サービスの薬剤情報の確認

生活保護を受給されている方が来院・来局された際には、患者が持参するお薬手帳、または電子処方箋管理サービスの薬剤情報により、服薬状況等をご確認の上、処方・調剤をお願いします。

※ 電子処方箋システムを導入済の医療機関・薬局においては、受給者番号・公費負担者番号により処方情報・調剤情報の登録と重複投薬等チェックを行うようお願いします。

患者がお薬手帳を持参しない場合

必要な処方・調剤を実施しつつ、次回の受診時にはお薬手帳を必ず持参するよう、指導をお願いします。

福祉事務所でもお薬手帳を持参するよう指導していますが、医療専門職である医師・薬剤師の皆さまからの説明・指導が効果的です。ご協力をお願いします。

お願い（福祉事務所との情報共有について）

（1）本市では、生活保護受給者のお薬手帳の持参状況等を確認するため、以下の場合には、薬局（院内処方の場合は医療機関）より、福祉事務所への情報提供をお願いしております。

①お薬手帳を持参する旨の説明等を行っても、3回続けて持参しなかった場合

②説明等を行った際、お薬手帳は持参しないと拒否を示した場合

（2）情報提供の際には、「お薬手帳持参報告書」に必要事項をご記入いただき、担当福祉事務所まで報告をお願いします。

令和8年9月　仙台市

仙台市役所保護自立支援課
連絡先：022-214-8160

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare